

野田市告示 1 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託する。

令和 5 年 4 年 1 8 日

野田市長 鈴木 有

1 収入事務受託者

千葉県野田市鶴奉 5 番地の 1
公益社団法人 野田市シルバー人材センター
会長 澤田 健次郎

2 収入金の種類

野田市船形多世代交流センター
会議室利用に係る使用料及びカラオケ利用料

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日